

昭和四十六年法律第六十八号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第七条）	第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等（第八条—第十二条）
第三章 高年齢者等の再就職の促進等（第十三条—第十四条）	第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保（第三十四条・第三十五条）
第五章 中高年齢失業者等に対する特別措置（第十二条—第三十三条）	第六章 シルバー人材センター等（第三十七条）
第七章 第一節 シルバー人材センター（第三十七条）	第二節 中高年齢失業者等に対する特別措置（第十二条—第三十三条）
第八章 第二節 シルバー人材センター連合（第四十一条—第四十三条）	第九章 第二節 全国シルバー人材センター事業協会（第四十六条—第四十八条）
第十章 第三節 全国シルバー人材センター（第五十条）	第十一章 第一節 国による援助等（第四十九条—第五十条）
第十二章 第二節 雑則（第五十二条—第五十四条）	第十三章 第三節 罰則（第五十五条—第五十七条）
第十四章 附則	第十五章 総則（目的）

第一條 この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢者等に対する就業の機会の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	第二條 この法律において「高年齢者」とは、厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。
この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。	この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
（定義）	（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）
（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）	（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）

第三條 高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。（基本的理念）	第四條 事業主は、その雇用する高年齢者について職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善を行って、その他の諸条件の整備を行い、並びにその雇用する高年齢者等について再就職の援助等を行うことにより、その意欲及び能力に応じてその者のための雇用の機会の確保等が図られるよう努めるものとする。（事業主の責務）
第五條 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの人に対し必要な援助等を行ふとともに、高年齢者等の再就職の促進等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。（国及び地方公共団体の責務）	第六條 厚生労働大臣は、高年齢者等の雇用の安定等に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等の雇用の安定対策基本方針」という。）を策定するものとする。
第六條 厚生労働大臣は、高年齢者等の雇用の安定に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等の雇用の安定対策基本方針」という。）を策定する事項は、次のとおりとする。	第七條 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。
（高年齢者等の雇用の安定対策基本方針）	第八条 事業主がその雇用する労働者の定年（以下「定年」という。）の定めをする場合に単に「定年」という。の定めをする場合に定められた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。（定年を定める場合の年齢）

第九条 定年（六十五歳未満のものに限る。以下の条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」といいう。）のいずれかを講じなければならない。（高年齢者雇用確保措置）	第十条 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。
（高年齢者雇用確保措置）	（高年齢者雇用確保措置）

3 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。」を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置

歳から七十歳までの安定した雇用の確保その他就業機会の確保のため必要があると認めるときは、事業主に対し、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすることが

2 公共職業安定所は、高年齢者等を雇用し、又は雇用しようとする者に対しても、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他

第十条の二 定年（六十五歳以上七十歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定め

その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハ）の事業については、事業主と当該事業を実施する者との間

きる。
厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、高年齢者就業確保措

の援助を行うことができる。

二　一　当該定年の引上げ
六十五歳以上継続雇用制度（その雇用する
高年齢者が希望するときは、当該高年齢者を
その定年後等も引き続いて雇用する制度をい
う。以下この条及び第五十二条第一項におい
て同じ。）の導入

三　二　当該定年の廃止

前項の創業支援等措置は、次に掲げる措置を
いう。

一　三　その雇用する高年齢者が希望するときは、
当該高年齢者が新たに事業を開始する場合
(厚生労働省令で定める場合を含む。)に、事
業主が、当該事業を開始する当該高年齢者
(厚生労働省令で定める者を含む。以下この
号において「創業高年齢者等」という。)と
の間で、当該事業に係る委託契約その他の契
約（労働契約を除き、当該委託契約その他の

4 第二十条の三 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安
定対策基本方針に照らして、高年齢者の六十五
歳者であるもののその定年後等に雇用されること
を希望するものをその定年後等に当該他の事業
主が引き続いて雇用することを約する契約を締
結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用を
確保する制度が含まれるものとする。

5 第六十一条第三項及び第四項の規定は、指針の策
定及び変更について準用する。
(高年齢者就業確保措置に関する計画)

(再就職の促進等の措置の効果的な推進)
第十二条 国は、高年齢者等の再就職の促進等を図るため、高年齢者等に係る職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

(求人の開拓等)

第十三条 公共職業安定所は、高年齢者等の再就職の促進等を図るため、高年齢者等の雇用の機会が確保されるよう求人の開拓等を行うとともに、高年齢者等に係る求人及び求職に関する情報を収集し、並びに高年齢者等である求職者及び事業主に対して提供するよう努めるものとする。

(求人者等に対する指導及び援助)

第十四条 公共職業安定所は、高年齢者等にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

2 省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。前項の場合における離職者の数の算定は、厚生労働省令で定める算定方法により行うものとする。

(求職活動支援書の作成等)

第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるといふるにより、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下この項において「解雇等」という。）により離職することとなつてゐる高年齢者等（厚生労働省令で定める者に限る。）が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項（解雇等の理由を除く。）として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面（以

□ 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業
ハ 法人その他の団体が実施する社会貢献事業であつて、当該事業主が当該社会貢献事業に円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行つて、いるもの

六十五歳以上継続雇用制度には、事業主が、他の事業主との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその一定年後等に雇用されることを希望するものをその一定年後等に当該他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。

るにより、高年齢者雇用確保措置等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

第三章 高年齢者等の再就職の促進等

第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等

(再就職の促進等の措置の効果的な推進)

第十二条 国は、高年齢者等の再就職の促進等を図るため、高年齢者等に係る職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

主の求めに応じて、必要な助言その他の援助を行ふものとする。

(多數離職の届出)

第十六条 事業主は、再就職援助対象高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。
前項の場合における離職者の数の算定は、厚生労働省令で定める算定方法により行うものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項各号に掲げる措置及び創業支援等措置（次条第一項及び第二項において「高年齢者就業確保措置」という。）の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置における取扱いを含む。）に関する指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

5 第六条第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

第十三条 公共職業安定所は、高年齢者等の再就職の促進等を図るため、高年齢者等の雇用の機会が確保されるよう人に求人の開拓等を行うとともに、高年齢者等に係る求人及び求職に関する情報を収集し、並びに高年齢者等である求職者及び事業主に対して提供するよう努めるものとする。
(求人等に対する指導及び援助)

第十四条 公共職業安定所は、高年齢者等にその

第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下この項において「解雇等」という。）により離職することとなつてゐる高年齢者等（厚生労働省令で定める者に限る。）が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経験、職業能力その他の当該高年齢者等の

下「求職活動支援書」という。)を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

前項の規定により求職活動支援書を作成した事業主は、その雇用する者のうちから再就職援助担当者を選任し、その者に、当該求職活動支援書に基づいて、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、当該求職活動支援書に係る高年齢者等の再就職の援助に関する業務を行わせるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第十八条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、求職活動支援書を作成し、当該求職活動支援書に係る高年齢者等に交付すべきことを勧告することができます。

(求職活動支援書に係る労働者に対する助言その他の援助)

第十九条 求職活動支援書の交付を受けた労働者は、公共職業安定所に求職の申込みを行うときは、公共職業安定所に、当該求職活動支援書を提示することができる。

2 公共職業安定所は、前項の規定により求職活動支援書の提示を受けたときは、当該求職活動支援書の記載内容を参考し、当該求職者に対しては、公共職業安定所に、当該求職活動支援書を提示することができる。

3 公共職業安定所長は、前項の助言その他の援助を行うに当たり、必要と認めるときは、当該助行を行うに当たり、必要と認めるときは、当該手帳の発給を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ない理由により一定の年齢(六十五歳以下のものに限る。)を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、厚生労働省令で定める方法により、当該理由を示さなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する理由の提示の有無又は当該理由の内容に關して必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(募集及び採用についての理由の提示等)

第二十条 事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由により一定の年齢(六十五歳以下のものに限る。)を下回る。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する理由の提示の有無又は当該理由の内容に關して必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(定年退職等の場合の退職準備援助の措置)

第二十一条 事業主は、その雇用する高年齢者においてその希望に応じ職業生活から円滑に引退することができるようするために必要な備えをすることを援助するため、当該高年齢者に定年その他これに準ずる理由により退職した後においてその他の措置を講ずるように努めなければならない。

(中高年齢失業者等に対する特別措置)

第二十二条 (中高年齢失業者等求職手帳の発給)
公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対し、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等の他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当すること。

二 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すること。

三 第二十五条第一項各号に掲げる措置を受けた者等であつて、次の各号に該当するものに対し、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等の他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当する。

四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当する。

一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すこと。

三 第二十五条第一項各号に掲げる措置を受けた者等であつて、次の各号に該当するものに対し、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等の他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当する。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの。

一 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置(以下「就職促進の措置」という。)の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について、当該手帳の有効期間を延長するとき認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。

3 前二項の厚生労働省令で定める期間を定めるに当たっては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

第二十三条 (手帳の有効期間)
手帳は、厚生労働省令で定める期間、その効力を有する。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第二十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。

3 前二項の厚生労働省令で定める期間を定めるに当たっては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

第二十四条 (手帳の失効)
手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一 新たに安定した職業に就いたとき。

二 第二十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当するとき。

2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

(計画の作成)

第二十五条 厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一 職業指導及び職業紹介

二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)

三 国又は地方公共団体が実施する訓練(前号に掲げるものを除く。)であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は

に掲げるものが行うものを除く。)であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は

に掲げるものが行うものを含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの。

一 厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

二 厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

三 第二十六条(公共職業安定所長の指示)
公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置(以下「就職促進の措置」という。)の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

四 厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

一 公共職業安定所長は、手帳を発給を受けた者について、当該手帳の有効期間を延長するとき認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について、当該手帳の有効期間を延長するとき改めて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条 公共職業安定所長は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受けた者に対する就職活動の状況について報告を求めるところとする。

(特定地域における措置)

第三十一条 厚生労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、就業の機会の増大を図るために報告を求めるところとする。

(報告の請求)

第三十二条 厚生労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

一 中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

二 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

三 第二十七条(関係機関等の責務)

第三十三条 厚生労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

(手当の支給)

第二十八条 国及び都道府県は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を実施するため、当該高年齢者に就職促進の措置の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)の規定に基づき、手当を支給することができる。

(就職促進指導官)

第二十九条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行われるものとする。

(就職促進指導官)

第三十条 公共職業安定所長は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受けた者に対する就職活動の状況について報告を求めるところとする。

(報告の請求)

第三十一条 厚生労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、就業の機会の増大を図るために報告を求めるところとする。

(報告の請求)

第三十二条 厚生労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

一 中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

二 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

三 第二十七条(関係機関等の責務)

第三十三条 厚生労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

一 中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

二 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

三 第二十七条(関係機関等の責務)

第三十四条 厚生労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

一 中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

二 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第十八条の二中「第三十二条の九第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第三項」の規定により適用される第三十二条の九第一項」と、同法第三十二条の三第一項中「第三十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第三項」の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類」とあるは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

前二項に定めるもののほか、第二項の規定による有料の職業紹介事業に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）。以下「労働者派遣法」という。第五条第一項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一项第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第三十条、第三十七条第一項第九号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第五条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

二項		五前項の許可を受ける者等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第五項の規定により届け出て労働者派遣事業を行おうとする者		二項	
第五項		第六項		第五項	
第六項		第六項		第六項	
八号	第六条	第七号	第六条	第六号	第六号
前号	第六劳働者派遣事業の許可の取消し	当該法人の取消し	シルバーパートナーズの命令	シルバーパートナーズの命令	シルバーパートナーズの命令
届出をした者が法人である	当該法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)	が、前号	シルバーパートナーズの命令	シルバーパートナーズの命令	シルバーパートナーズの命令
届出をした	届出をした				

前二項に定めるもののほか、第五項の規定による労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第三十九条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に關し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第二号及び第四号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。)と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聽取しなければならない。

- 一 当該指定に係る市町村の長
- 二 当該指定に係るシルバー人材センター
- 三 指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者
- 四 当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者

3 都道府県知事は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域を公示しなければならない。

5 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第二項の規定により有料の職業紹介事業(就業の場所が当該市町村の区域内にある求人に係るものに限る。)を行う場合における同条第一項第二号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

6 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第五項の規定

により労働者派遣事業（派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。）を行う場合における前条第一項第四号の規定の適用については、同号中「及びその他の軽易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」とする。

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の指定をした業種及び職種が同項に規定する基準に適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指定を取り消すものとする。

第二項 前条第四項の規定は、前項の規定による取消について準用する。

第三項 事業計画等

（シルバー人材センターによる取消の準用）

第四十一条 シルバー人材センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二項 シルバー人材センターは、厚生労働省令で定めることにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督命令）

第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を行るために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第四十三条 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の指定（以下この条において「指定」といふ）を取り消すことができる。

第一号 第三十八条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

第二号 指定に関し不正の行為があつたとき。

第三号 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

第四号 前条の規定に基づく処分に違反したとき。

第五号 第五十三条第一項の条件に違反したとき。

第六号 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならぬ。

（準用）

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及び第三十九条から第四十三条までの規定は、全国シルバー人材センター連合の業務に関するものとす

第二節 シルバー人材センター連合（指定等）

第四十四条 都道府県知事は、その会員に二以上

のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第三

十八条第一項に規定する業務に関する基準に適合するものを、その申請により、当該高年齢者就業

援助法人の会員であるシルバー人材センターに

係るセンターの指定区域と当該地域における臨

時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事

情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つ

て必要と認められる市町村の区域を併せた区域

ごとに一個に限り、次条において準用する第三

十八条第一項に規定する業務を行う者として指

定することができる。ただし、当該指定をする

に当たつては、当該市町村の区域から、当該指

定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会

員でないシルバー人材センターに係るセンターの

指定区域及び連合の指定区域を除外するもの

とする。

第二項 シルバー人材センターがシルバー人材セン

タ連合の会員となつたときは、当該シルバー人

材センター連合は、その旨を都道府県知事に届

け出なければならない。当該届出があつたとき

は、当該シルバー人材センター連合に係る連合

の指定区域と当該シルバー人材センターに係る

シルバー人材センター連合に係る連合の指定区

域と同一の区域を當該シルバー人材センター連合

に係る連合の指定区域とする。

（指定）

第三節 全国シルバー人材センター事業

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及

び第四十一条から第四十三条までの規定は、全

国シルバー人材センター事業協会について準

用する。

この場合において、第三十七条第三項から

第五項まで及び第四十一条から第四十三条ま

での規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生

労働大臣」と、第三十七条第三項中「第一項

とあるのは「シルバー人材センター連合」と、第

四十三条第一項中「第三十七条第一項」とある

のは「第四十四条第一項」と、同項第三号中

「この節」とあるのは「第六章第二節」と読み

替えるものとする。

（準用）

第四十六条 厚生労働大臣は、シルバー人材セン

ター連合の会員であるシルバー人材センターに

係る第三十七条第一項の指定は、その効力を失

うものとする。

第四十七条 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合

において、シルバー人材センター連合からその

連合の指定区域の変更に関する申出があつたと

きは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合

の指定区域と第一項の厚生労働省令で定める基

準に従つて必要と認められる市町村の区域を併

せた区域を当該シルバー人材センター連合に係

る連合の指定区域とすることができる。ただ

し、当該変更をするに当たつては、当該市町村

の区域から、センターの指定区域及び連合の指

定区域を除外するものとする。

（業務）

第四十七条 前条の指定を受けた者（以下「全国

シルバー人材センター事業協会」という。）は、

シルバー人材センター及びシルバー人材セ

ンター連合の業務に関するものとする。

次に掲げる業務を行うものとする。

（事業主等に対する援助等）

第四十九条 国は、高年齢者等（厚生労働省令で

定める者を除く。以下この項において同じ。）

の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高

年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業

主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる

措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就

職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に

よる労働者派遣事業（派遣就業（労働者派遣

法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）

の場所が当該市町村の区域内にある場合に限

る。）を行う場合における前条第一項第四号の

規定の適用については、同号中「及びその他の軽

易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽

易な業務及びその能力を活用して行う業務」と

する。

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の指定を

した業種及び職種が同項に規定する基準に適合

しなくなつたときは、遅滞なく、その指定を取り

消すものとする。

第二項 前条第四項の規定は、前項の規定による取消

について準用する。

第三項 事業計画等

（シルバー人材センターによる取消の準用）

第四十一条 シルバー人材センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業

計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に

提出しなければならない。

第二項 シルバー人材センターは、厚生労働省令で定

めることにより、毎事業年度終了後、事業報

告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に

提出しなければならない。

（監督命令）

第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を行

るために必要な限度において、シルバー人材セン

タ連合の指定区域と当該シルバー人材センターに

係るシルバー人材センター連合に係る連合の指

定区域及び連合の指定区域を併せた区域

ごとに一個に限り、次条において準用する第三

十八条第一項に規定する業務を行う者として指

定することができる。ただし、当該指定をする

に当たつては、当該市町村の区域から、当該指

定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会

員でないシルバー人材センターに係るセンターの

指定区域及び連合の指定区域を除外するもの

とする。

第二項 シルバー人材センターがシルバー人材セン

タ連合の会員となつたときは、当該シルバー人

材センター連合は、その旨を都道府県知事に届

け出なければならない。当該届出があつたとき

は、当該シルバー人材センター連合に係る連合

の指定区域と当該シルバー人材センターに係る

シルバー人材センター連合に係る連合の指定区

域と同一の区域を當該シルバー人材センター連合

に係る連合の指定区域とする。

（指定）

第三節 全国シルバー人材センター事業

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及

び第四十一条から第四十三条までの規定は、全

国シルバー人材センター事業協会について準

用する。

この場合において、第三十七条第三項から

第五項まで及び第四十一条から第四十三条ま

での規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生

労働大臣」と、第三十七条第三項中「第一項

とあるのは「シルバー人材センター連合」と、第

四十三条第一項中「第三十七条第一項」とある

のは「第四十四条第一項」と、同項第三号中

「この節」とあるのは「第六章第二節」と読み

替えるものとする。

（準用）

第四十六条 厚生労働大臣は、シルバー人材セン

タ連合の会員であるシルバー人材センターに

係る第三十七条第一項の指定は、その効力を失

うものとする。

第四十七条 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合

において、シルバー人材センター連合からその

連合の指定区域の変更に関する申出があつたと

きは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合

の指定区域と第一項の厚生労働省令で定める基

準に従つて必要と認められる市町村の区域を併

せた区域を当該シルバー人材センター連合に係

る連合の指定区域とすることができる。ただし

、当該変更をするに当たつては、当該市町村

の区域から、センターの指定区域及び連合の指

定区域を除外するものとする。

（業務）

第四十七条 前条の指定を受けた者（以下「全国

シルバー人材センター事業協会」という。）は、

シルバー人材センター及びシルバー人材セ

ンター連合の業務に関するものとする。

次に掲げる業務を行う者として指定することができる。

（事業主等に対する援助等）

第四十九条 国は、高年齢者等（厚生労働省令で

定める者を除く。以下この項において同じ。）

の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高

年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業

主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる

措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就

職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に

よる労働者派遣事業（派遣就業（労働者派遣

法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）

の場所が当該市町村の区域内にある場合に限

る。）を行う場合における前条第一項第四号の

規定の適用については、同号中「及びその他の軽

易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽

易な業務及びその能力を活用して行う業務」と

する。

第二項 前条第四項の規定は、前項の規定による取消

について準用する。

第三項 事業計画等

（シルバー人材センターによる取消の準用）

第四十一条 シルバー人材センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業

計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に

提出しなければならない。

第二項 シルバー人材センターは、厚生労働省令で定

めることにより、毎事業年度終了後、事業報

告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に

提出しなければならない。

（監督命令）

第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を行

るために必要な限度において、シルバー人材セン

タ連合の指定区域と当該シルバー人材センターに

係るシルバー人材センター連合に係る連合の指

定区域及び連合の指定区域を併せた区域

ごとに一個に限り、次条において準用する第三

十八条第一項に規定する業務を行う者として指

定することができる。ただし、当該指定をする

に当たつては、当該市町村の区域から、当該指

定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会

員でないシルバー人材センターに係るセンターの

指定区域及び連合の指定区域を除外するもの

とする。

（指定）

第三節 全国シルバー人材センター事業

第四十五条 第三十七条第三項から第五項まで及

び第四十一条から第四十三条までの規定は、全

国シルバー人材センター事業協会について準

用する。

この場合において、第三十七条第三項から

資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他援助を行うこと。

三 労働者がその高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うこと。

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができること。

(雇用管理の改善の研究等)

第五十条 国は、高年齢者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、高年齢者の職域の拡大その他の雇用管理の改善、職業能力の開発及び向上等の事項に関する必要な調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(職業紹介等を行う施設の整備等)

第五十一条 国は、高年齢者に対する職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めるものとする。

国は、地方公共団体等が、高年齢者に対する業務に関する相談に応ずる業務を行う施設を設置する等高年齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行うことができる。

第八章 雜則

(雇用状況等の報告)

第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、定期、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の毎年一回の報告のほか、この法律を施行するために必要があると認めるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、同項に規定する状況について必要な事項の報告ができる。

第五十三条 この法律の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。(指定の条件)

団体に対して給付金を支給すること。

二 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他援助を行うこと。

三 労働者がその高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うこと。

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行なう場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができること。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第五十三条の二 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十四条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第九章 罰則

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができること。

第五十五条 第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

第五十七条 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法人であるときまたは、その代表者)は、十万円以下の過料に処する。

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

第二条 削除

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

第二条 (国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

第二条 (国及び地方公共団体並びに法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の法

設立行為をもつて設立された法人又は特別の法

律により地方公共団体が設立者となつて設立さ

れた法人(これらの方のうち、その資本金の

全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体

からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)が行う第二条第一号に規定する中高年齢者の雇用については、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十六号)第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定による改正前の第七条第一項及び第九条中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とす

附 则

(昭和五一年五月二八日法律第三号)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 则 (昭和五三年一月一八日法律第六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五九年八月一〇日法律第七号抄

(施行期日)

七条の規定(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号))第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く。)、附則第八条の規定(特定不況業種、特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第二十三条第三項の改正規定中「第二条第三項」を「第一条第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

附 则

(昭和六一年二月四日法律第九号)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 则 (昭和六一年二月四日法律第九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 则 (平成元年六月二八日法律第三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五九年八月一〇日法律第七号抄

(施行期日)

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成四年六月三日法律第六十七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律による改定後は、政令で定める経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月一七日法律第三四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の目次の改正規定(第五章を改める部分に限る)、同法第四章の次に一章を加える改正規定(第四十四条の三第五項に係る部分を除く)並びに同法第四十七条、第四十八条及び第五十一条の改正規定並びに附則第五

条中労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第四条第四十一号の二及び第五十五条第五十号の二の改正規定(平成六年七月一日から施行する法律の目次の改正規定(第八条)を関する法律の目次の改正規定(第八条)を改める部分に限る)、同法第二条の二の改正規定(雇用促進事業團法の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業團法第九条第一項第一号及び第二号の改正規定に係る部分に限る)並びに次条から附則第四条まで、附則第五項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一条を加える改正規定(平成六年十月一日から施行する法律の目次の改正規定(第八条)を改める部分に限る)、同法第八十八条がされた不利益処分に関する経過措置(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律による改定後は、政令で定める経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月一七日法律第三四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年五月一五日法律第三七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成八年五月一九日法律第九〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項中職業能力開発促進法(以下「能開法」という。)の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第

二二号)第四条第四十一号の二及び第五十五条第五十号の二の改正規定(平成六年七月一日から施行する法律の目次の改正規定(第八条)を改める部分に限る)、同法第二条の二の改正規定(雇用促進事業團法の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業團法第九条第一項第一号及び第二号の改正規定に係る部分に限る)並びに次条から附則第四条まで、附則第五項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一条を加える改正規定(平成六年十月一日から施行する法律の目次の改正規定(第八条)を改める部分に限る)、同法第八十八条がされた不利益処分に関する経過措置(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律による改定後は、政令で定める経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年五月九日法律第四五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十二条号)第四条第四十一号の二及び第五十五条第五十号の二の改正規定(能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業團法第九条第一項第一号及び第二号の改正規定に係る部分に限る)並びに次条から附則第四条まで、附則第五項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一条を加える改正規定(平成六年十月一日から施行する法律の目次の改正規定(第八条)を改める部分に限る)、同法第八十八条がされた不利益処分に関する経過措置(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律による改定後は、政令で定める経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項中職業能力開発促進法(以下「能開法」という。)の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第

十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十二条号)第四条第四十一号の二及び第五十五条第五十号の二の改正規定(能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業團法第九条第一項第一号及び第二号の改正規定に係る部分に限る)並びに次条から附則第四条まで、附則第五項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一条を加える改正規定(平成六年十月一日から施行する法律の目次の改正規定(第八条)を改める部分に限る)、同法第八十八条がされた不利益処分に関する経過措置(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律による改定後は、政令で定める経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項中職業能力開発促進法(以下「能開法」という。)の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第

む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正前のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続を行なわなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、新法第二条(検討)

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)
一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条の二、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一二年五月一二日法律第六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

(高年齢者等雇用安定センターに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「旧法」という。)第二十四条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧中央センター」という。)は改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)第二十四条第一項の指定を受けている者(以下「新中央センター」という。)は新法第四十条の規定による指定を受けた者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 旧障害者雇用促進法(第五十四条を除く。)又は旧高年齢者等雇用安定法(第三十四条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律又は前条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 附則第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

第一項(これららの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律

の施行の際に効力を有するものは、新法第二条に規定する第一号法定受託事務については、新法第二条(検討)

十四条第二項若しくは第四項(これらの規定を除む。)の規定による措置を含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定(公布の日

セントーに對して行い、又はこれらの者が行った処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第二十四条第二項に規定する中央高年齢者等雇用安定センター(以下「新中央センター」とい

う。)若しくは新法第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センター(以下「新都道府県センター」という。)に對して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

この法律の施行に旧法第二十六条第五項の規定に基づき旧中央センターが同項の認可を受けて旧都道府県センターに對して行つてい

る雇用安定事業関係業務の一部の委託については、新中央センターが新法第二十六条第五項の規定に基づき新都道府県センターに對して行つている委託とみなす。

この法律の施行の際現に旧中央センターの役員である者が施行日前にした旧法第三十四条第二項に該当する行為は、新法第三十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
一六五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定(第二十七条第三項)を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。)を除く。、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(障害者の雇用の促進等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定(第二十七条第三項)を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。)を除く。、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(障害者の雇用の促進等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 旧障害者雇用促進法(第五十四条を除く。)又は旧高年齢者等雇用安定法(第三十四条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律又は前条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の

施行後にした行為に対する罰則の適用について

第一項(これららの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律

の施行の際に効力を有するものは、新法第二条に規定する第一号法定受託事務については、新法第二条(検討)

第一項(これららの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律

の施行の際に効力を有するものは、新法第二条に規定する第一号法定受託事務については、新法第二条(検討)

第一項(これららの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律

第一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定(公布の日

セントーに對して行い、又はこれらの者が行った処分、手続その他の行為は、新法第二十四条第二項に規定する中央高年齢者等雇用安定センター(以下「新中央センター」とい

う。)若しくは新法第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センター(以下「新都道府県センター」という。)に對して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

この法律の施行に旧法第二十六条第五項の規定に基づき旧中央センターが同項の認可を受けて旧都道府県センターに對して行つてい

る雇用安定事業関係業務の一部の委託については、新中央センターが新法第二十六条第五項の規定に基づき新都道府県センターに對して行つている委託とみなす。

この法律の施行の際現に旧中央センターの役員である者が施行日前にした旧法第三十四条第二項に該当する行為は、新法第三十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
一六五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定(第二十七条第三項)を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。)を除く。、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(障害者の雇用の促進等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 旧障害者雇用促進法(第五十四条を除く。)又は旧高年齢者等雇用安定法(第三十四条を除く。)の規定によりした処分、手續その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律又は前条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の

施行後にした行為に対する罰則の適用について

第一項(これららの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律

の施行の際に効力を有するものは、新法第二条に規定する第一号法定受託事務については、新法第二条(検討)

第一項(これららの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律

の施行の際に効力を有するものは、新法第二条に規定する第一号法定受託事務については、新法第二条(検討)

第一項(これららの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律

附 則（令和四年三月三一日法律第一二
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十
二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二
十八条の規定

公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び

第五十八条第二項の改正規定、第二条の規定
(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法

の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四
十七条の三」に改める部分に限る)、同法第

五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中
第四十八条の前に一条を加える改正規定を除
く)並びに第三条の規定(職業能力開発促

進法第十条の二第一号の改正規定、同条に一
項を加える改正規定 同法第十五条の二第一

項の改正規定及び同法第十八条に一項を加え
る改正規定を除く)並びに次条並びに附則

第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十
一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の

改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促
進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十
八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定

並びに同法第三十三条の改正規定(「第十
一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方
運輸局」と「厚生労働省令」とあるのは
「国土交通省令」と「職業安定法第五条の五

第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五
条第一項」と「を削る部分を除く)並びに

附則第十五条から第二十二条まで、第二十四
条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和

四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。